

山口県報

平成 26 年
3 月 25 日
(火曜日)

目 次

条例	
山口県議会の議員の定数に関する条例の一部を改正する条例
山口県議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

山口県議会の議員の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県条例第二十二号

山口県議会の議員の定数に関する条例の一部を改正する条例

山口県議会の議員の定数に関する条例（平成十四年山口県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

本則中「四十九人」を「四十七人」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

山口県議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県条例第二十三号

山口県議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

山口県議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（昭和四十九年山口県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十五条第二項」を「第十五条第一項」に改め、同条各号を次のように改める。

- 一 下関市の区域
 - 二 宇部市の区域
 - 三 山口市の区域
 - 四 萩市の区域及び阿武郡阿武町の区域を合わせた区域
 - 五 防府市の区域
 - 六 下松市の区域
 - 七 岩国市の区域及び玖珂郡和木町の区域を合わせた区域
 - 八 光市の区域
 - 九 長門市の区域
 - 十 柳井市の区域
 - 十一 美祢市の区域
 - 十二 周南市の区域
 - 十三 山陽小野田市の区域
 - 十四 大島郡周防大島町の区域
 - 十五 熊毛郡上関町の区域、熊毛郡田布施町の区域及び熊毛郡平生町の区域を合わせた区域
- 第二条の表大島郡選挙区及び熊毛郡選挙区の項を削り、同表下関市選挙区の項議員数の欄中「十人」を「九人」に改め、同表宇部市選挙区の項議員数の欄中「六人」を「五人」に改め、同表萩市阿武郡選挙区の項を次のように改める。

萩市・阿武町選挙区	萩市の区域及び阿武郡阿武町の区域	二人
-----------	------------------	----

第二条の表岩国市玖珂郡選挙区の項を次のように改める。

岩国市・和木町選挙区	岩国市の区域及び玖珂郡和木町の区域	五人
------------	-------------------	----

第一条の表に次のように加える。

周防大島町選挙区	大島郡周防大島町の区域	一人
上関町・田布施町・平生町選挙区	熊毛郡上関町の区域、熊毛郡田布施町の区域及び熊毛郡平生町の区域	一人

附 則

この条例は、平成二十七年三月一日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。ただし、第一条の表下関市選挙区の項議員数の欄及び同表宇部市選挙区の項議員数の欄の改正規定は、次の一般選挙から施行する。

平成
二十六年
三月
二十五日
印刷

発行
行人
人所

山山
口口
県県
知事
事庁